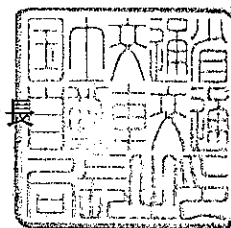


国自環第191号の3

平成17年12月8日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」の  
制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関  
係自動車検査機関に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この  
旨周知徹底方お願いします。

各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } あて（単名各通）

自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」の  
制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」  
（平成17年12月2日国土交通省告示第1400号）の制定により、ガソリン・液化石  
油ガスを燃料とする特殊自動車に対して排出ガス規制を新たに導入するとともに、  
軽油を燃料とする特殊自動車について排出ガス規制値が強化されたところである。

については、この改正により同告示41条及び119条の規定において号ずれが生じる  
ことに対応するため、下記の通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改  
正し、平成17年12月2日以降適用することとしたので、遺漏なきよう取り計らわ  
れたい。

また、別紙のとおり、関係団体等に、その旨を通知したところであるが、さら  
に管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

1. メタノール貨物自動車等の取扱いについて（平成4年12月1日自審第1310号  
自環第314号自技第186号）
2. 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて（平成7年12月15日自技  
第272号自審第1634号自環第261号）

3. 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて（平成12年12月12日自技第235号自審第1677号自環第294号）
4. 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて（平成15年10月23日国自技第150号国自審第896号国自環第132号）
5. 道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第149号国自環第131号）

別 添

「メタノール貨物自動車等の取扱いについて」（自審第1310号自環第314号自技第186号 平成4年12月1日）  
新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>メタノール貨物自動車等の取扱いについて 自審第1310号自環第314号自技第186号 平成4年12月1日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合 メタノール貨物自動車等は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第19号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項、第119条第1項第9号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項並びに第197条第1項第1号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項の要件にも適合すること。</p>	<p>メタノール貨物自動車等の取扱いについて 自審第1310号自環第314号自技第186号 平成4年12月1日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合 メタノール貨物自動車等は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第17号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項、第119条第1項第8号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項並びに第197条第1項第1号、第2項（第4号を除く。）、第3項及び第4項の要件にも適合すること。</p>

別 添

「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(自技第272号自審第1634号自環第261号 平成7年12月15日)  
 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて                      自技第272号自審第1634号自環第261号 平成7年12月15日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合                      圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第19号、第2項(第4号を除く。)、及び第3項、第119条第1項第9号、第2項(第4号を除く。))及び第3項並びに第197条第1項第1号、第2項(第4号を除く。))及び第3項の要件にも適合すること。</p>	<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて                      自技第272号自審第1634号自環第261号 平成7年12月15日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合                      圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第17号、第2項(第4号を除く。)、及び第3項、第119条第1項第8号、第2項(第4号を除く。))及び第3項並びに第197条第1項第1号、第2項(第4号を除く。))及び第3項の要件にも適合すること。</p>

別 添

「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(自技第235号自審第1677号自環第294号 平成12年12月22日)  
 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて                      自技第235号自審第1677号自環第294号 平成12年12月22日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合                      圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第19号、第2項(第4号を除く。)、及び第3項、第119条第1項第9号、第2項(第4号を除く。))及び第3項並びに第197条第1項第1号、第2項(第4号を除く。))及び第3項の規定を準用する。</p>	<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて                      自技第235号自審第1677号自環第294号 平成12年12月22日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合                      圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第17号、第2項(第4号を除く。)、及び第3項、第119条第1項第8号、第2項(第4号を除く。))及び第3項並びに第197条第1項第1号、第2項(第4号を除く。))及び第3項の規定を準用する。</p>

別 添

「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」（国自技第150号国自審第896号国自環第132号 平成15年10月23日）

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて 国自技第150号国自審第896号国自環第132号 平成15年10月23日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合 圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条中第1項第19号（アイドルCO規制、アイドルHC規制）、第2項（性能維持規定）及び第3項（ブローバイ・ガス規制）の規定を準用する。 また、細目告示第41条1項第19号については、同告示別添41、42のガソリン又はLPGを燃料とする自動車の基準を、細目告示第41条第2項第4号については、同告示別添48のガソリン又はLPGを燃料とする自動車の基準を準用する。</p>	<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて 国自技第150号国自審第896号国自環第132号 平成15年10月23日</p> <p>既存の排出ガス発散防止装置の要件への適合 圧縮天然ガス自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条中第1項第17号（アイドルCO規制、アイドルHC規制）、第2項（性能維持規定）及び第3項（ブローバイ・ガス規制）の規定を準用する。 また、細目告示第41条1項第17号については、同告示別添41、42のガソリン又はLPGを燃料とする自動車の基準を、細目告示第41条第2項第4号については、同告示別添48のガソリン又はLPGを燃料とする自動車の基準を準用する。</p>

別 添

「道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」

（国自技第149号国自環第131号 平成15年10月1日）

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1)道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1)ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 二輪自動車（ガソリンを燃料とするものに限る。）</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十七号に定める基準</p> <p>ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準</p> <p>② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十八号に定める基準</p> <p>ロ 細目告示第119条第1項第九号に定める基準</p> <p>ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準</p> <p>2)軽油を燃料とする自動車</p> <p>一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに車両総重量3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第七号及び第二十号に定める基準</p> <p>ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準</p> <p>② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第八号及び第二十号に定める基準</p> <p>ロ 細目告示第119条第1項第四号及び第十一号に定める基準</p> <p>ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することが</p>	<p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1)道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1)ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 二輪自動車（ガソリンを燃料とするものに限る。）</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十五号に定める基準</p> <p>ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準</p> <p>② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十六号に定める基準</p> <p>ロ 細目告示第119条第1項第八号に定める基準</p> <p>ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準</p> <p>2)軽油を燃料とする自動車</p> <p>一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに車両総重量3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第七号及び第十八号に定める基準</p> <p>ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準</p> <p>② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車</p> <p>イ 細目告示第41条第1項第八号及び第十八号に定める基準</p> <p>ロ 細目告示第119条第1項第四号及び第十号に定める基準</p> <p>ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することが</p>



できる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

二 車両総重量3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 細目告示第41条第1項第五号及び第二十号に定める基準

ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ 細目告示第41条第1項第六号及び第二十号に定める基準

ロ 細目告示第119条第1項第三号及び第十一号に定める基準

ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

三 大型特殊自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 細目告示第41条第1項第十五号及び第二十号に定める基準

ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ 細目告示第41条第1項第十六号及び第二十号に定める基準

ロ 細目告示第119条第1項第七号及び第十一号に定める基準

ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

3) (略)

(2) (略)

できる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

二 車両総重量3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 細目告示第41条第1項第五号及び第十八号に定める基準

ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ 細目告示第41条第1項第六号及び第十八号に定める基準

ロ 細目告示第119条第1項第三号及び第十号に定める基準

ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

三 大型特殊自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 細目告示第41条第1項第十三号及び第十八号に定める基準

ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ 細目告示第41条第1項第十四号及び第十八号に定める基準

ロ 細目告示第119条第1項第七号及び第十号に定める基準

ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

3) (略)

2) (略)

別紙

国自環第191号の2

平成17年12月8日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長

自動車検査独立行政法人理事長

軽自動車検査協会理事長

あて（単名各通）

国土交通省自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」の  
制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関  
係団体に対して通達したので了知願うとともに、遺漏なきよう取り計らい願いま  
す。